

第1号様式(第7条関係)

平成28年4月1日

稲城市議会議長  
原島 茂 殿

会派名 起風会  
経理責任者 中田 中

稲城市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のと  
おり平成27年度政務活動費収支報告書を提出します。

第2号様式 (第7条関係)

平成27年度政務活動費収支報告書

会派名 起風会

1 収入  
政務活動費 500,000円

2 支出

(単位 円)

科 目	金 額	主たる支出の内訳
研究研修費	211,930円	地域活性化計画-自治政策講座等受講料及び 交通費
調査費	0円	
資料作成費	0円	
資料購入費	174,268円	日報加-加.ドfile 日本教育新聞 購読料
広報費	140,000円	会派活動報告 印刷-新聞折込費
広聴費	0円	
通信費	50,000円	中国 鈴木 通信費(2500円×10ヶ月×2人)
事務費	13,446円	会派控室の プリンター-インクカートリッジ. 議会事務局. JTB代
その他の経費	0円	
合計	589,644円	

3 残額 0円

議長	副議長	事務局長	次長	係長	係長	係

報告者

# 会 派 出 張 終 了 報 告 書

出張期日	平成27年7月8日(水)
出張先	地域活性化セミナーin東京 会場：TKPスター貸会議室お茶ノ水駅前 カンファレンスルーム3
研究研修・ 調査課題等	<p>「日本の地域力 ～全体最適～」 講師：木村俊昭（東京農大教授）</p> <hr/> <p>「笑顔・感動と感謝のまちづくり～五感六育～」 講師：木村俊昭（東京農大教授）</p> <hr/> <p>「日本の地域力～全体最適～」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官主導の地域おこしの失敗例－青森市 市営施設に市場を移設→上階の図書館には年60万集客するのに 下階の商業施設と地階の市場は閑古鳥 新青森駅ができて市街地から離れており集客に貢献せず</li> <li>・地域おこしの3つのステップ ①情報共有、②役割分担（NPOと行政の分業）、③事業構想</li> <li>・地域が知恵を絞った成功例－西興部村（北海道） シカの食害で困っていた。「シカ注意」看板立てても効果なし 猟友会もボランティアなのでなかなか来てくれない →ホテルを建設→猟友会が泊りがけで来てくれる →更に地元で雇用を生み、地域にお金が落ちるようになった →更に鹿肉丼の販売 →間伐の人手不足をカバーするため農大生に1泊5000円で研修</li> <li>・地域の宝は外部を知らないと気付けない 例) サロマ町では毎日ホタテづくし、奥尻島では毎日アワビ 宮崎県大崎市にはマガン10万羽が飛び立つ湖がある 千葉県鋸南町には最高に美しい夕陽スポットがある</li> <li>・私（木村氏）のこだわり ①産業・歴史・文化を掘り起こし研ぎ、世界発信するまちづくり ②未来を担う子供達に対し、地域一体で愛着心を育むひとづくり</li> <li>・考慮すべき注意点 ①全体最適－一部の専門家・住民のみではなく全員から聞く ②価値共創－新しい価値を共に生み出す ③住民満足、④費用対効果、⑤循環型社会－お金が回る仕組み</li> </ul> <hr/> <p>・産業育成の3ステップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①主要産業の保護・育成、②起業の推進、③企業誘致 ①→②→③の順番が大事。③から始める自治体多いが、これまで貢献してきた地元産業をないがしろにする愚かな行為</li> <li>・自分たちのまちの主要産業（何で食っているのか）と事業規模（どれだけの人が食べていけるのか）をまず把握すべき 例) 商店街再生のためインフラ整備に金かける前に住民が行かない買わない理由を調べ、そこから手を付けるべき 質問「あなたのまちは一言で言うとどんなまち？」 →適格かつ具体的に回答できることから始めるべき</li> <li>・鹿児島市柳谷地区「やねだん」の取り組み ボーナスが出る自治会として有名 リーダーの豊重さんを中心に補助金なしで地域おこしに成功 ①さつまいも栽培、②肥料の開発、③焼酎・味噌の開発 で自主財源確保、雇用創出を図り ④アーティスト移住など、文化振興を実施」</li> </ul>

終 了 報 告



「他人事の人達に感動を与えて仲間意識を底上げすることができたらもう成功したようなものである」	
<p>【笑顔・感動と感謝のまちづくり～五感六育～】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の事業構想力がカギとなる 例) 岩手県広野町「ほやラーメン」 店のおかみさんがお客に「どこから来たの」「何食べたい」「連絡するから住所教えて」マーケティング&amp;商品開発を实践 →ほや塩でおにぎり、醤油を商品化、顧客に連絡し完売</li> <li>例2) 青森県新郷村「生キャラメルせんべい」 酪農家とせんべいやのコラボ商品。6個1000円で少々高いが手作りの魅力で爆発的に売れた。増産したいが手作りの魅力とのバランスを思案中</li> <li>・食育 地産地消だけでは地域は立ち行かない。地産外商・互産互商まで考えるのが構想力</li> <li>・遊育 遊びの中から学び/考える (東根市) →5億かけ子供遊び場建設、運営はNPOに委託、年10万来場</li> <li>・職育 障害者雇用など行政でなくてはできないことがある</li> <li>・データ(数値化)なしで地域戦略を作ろうなんてナンセンス →どこを目指すかわからぬまま、まちづくりに取組む自治体多い →自分は小樽市のラーメン店・寿司屋は全て実地で回り確認した</li> <li>・コミュニティ形成の場が必要 どんなに栄えても災害で死者が出たら「このまちは人に冷たい」「安心できない」という評価になる</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンのポイントは人を動かすポイントに通じる <ol style="list-style-type: none"> <li>①シンプルー単純ではなく「的を絞る」</li> <li>②意外性ー興味を引くウリがある</li> <li>③感情を込めるー本人の情熱</li> <li>④具体性、⑤信頼性、⑥ストーリー性ードラマ仕立て</li> </ol> </li> <li>・地域産品の明暗 イチゴワイン「まずいので買いたくない」ーニーズ調査不足 馬路村のゆず種化粧水ー買手の信頼を得られず2年間売れず リンゴの6次産業化ージュースなら他にもある →町長のトップセールスで復活</li> </ul>	
参加者	中田 中
氏名	.....

稲城市議会議長

原島 茂 殿

上記のとおり、会派出張を終了しましたので報告します。

平成27年 7月 9日

会 派 名 起 風 会

代表者氏名 中田 中

出張期日	平成27年7月9日(木)
出張先	自治体議会法講座in東京 会場:TKPスター貸会議室お茶ノ水駅前 カンファレンスルーム2
研究研修・	「ポスト分権時代の議会の役割」 講師:金井利之(東大教授)
調査課題等	「職としての議員の役割」 講師:金井利之(東大教授) ※受講者少数のため中止
	<p>1. 二元代表制</p> <p>(1) 憲法と二元代表制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会と首長は憲法的必置規制→議会不要論は憲法違反</li> <li>・議会は「議事機関」と規定 議会は「議論」も必要だが、ある程度で収束し「決定」しなければならない。しかし憲法上は「決」よりも「議」を重視 →議会の本質は、安易な決定を防ぐブレーキ役である</li> </ul> <p>(2) 二元代表制と首長制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首長は予算と職員人事を握っているので、元々議会は圧倒的に不利</li> <li>・「議会と首長は二元代表制の両輪」とは首長(全体利益代表)が議会(個別利益代表の集まり)を無視するために言い出したこと</li> <li>・議会は首長に対抗するため「議会も政策機能を持つべき」と主張 →しかし圧倒的不利な状況は変わらない。首長の独善防止に動いても、既得権益の代弁者、首長の改革の妨害者と言われる始末</li> <li>・議会の地位向上を制度的に解決するのは困難。運用で対応しかない例) 反対は適度に抑え、悪者にならない程度に主張を通す</li> </ul> <p>2. ポスト分権改革と自治体議会</p> <p>(1) 議会改革への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分権改革は93年から始まり橋本政権誕生で終了。01年以降は進展無し</li> <li>・弱体政権の方が分権改革が進む →2次安倍政権から集権改革が強化される傾向。現時点では分権改革を求めても徒労に終わる</li> <li>・議会改革を住民の「もっと減らせ」の声で安易に取り組むのは危険 住民の不信→議員定数削減・報酬削減→更に住民の不信 といったデフレスパイラルに陥る</li> <li>・議会改革は目的でなく手段と位置付けるべき →議員に理想があり、その実現手段として議会制度改革に取り組む 現在の改革派が少数であっても勉強会等で仲間を増やす努力を</li> </ul> <p>(2) 議論機関としての取組み</p> <p>①vs執行部</p> <p>議員が個別に質問しても、議員間討議などを通じて議会としての統一意志を実現しても、執行部が納得しないと政策は実現しない →質問力・聞き出す力を磨くことが重要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 執行部が答えたくないことを答えさせ説明責任を果たさせる</li> <li>2) 執行部に「Yes」と言わせる</li> </ol> <p>②住民との議論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談機能「新時代の口利き」を目指すべき 住民の形にならない要望を実現する手段となる 議員には、縦割り行政を打破し住民の声を実現するインセンティブがある(職員にはそこまでのインセンティブは無い) ただ聞くだけではダメ、行政への働きかけまで行うことを 制度化できれば、有効に機能すると思われる。</li> </ul>

終 了 報 告


  
 27.7.31  
 第 号

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加型議会 現在は住民参加型審議会で行政に占有されてる 公聴会などをうまく使うには事務局とファシリテータとなる 人材が必要→議員がそのようなスキルを磨くべき</li> <li>(3) 決定機関としての取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は対等な多人数に議員からなる合議機関。元々決定に向かない →期待されているのはブレーキ役</li> <li>・決定を円滑にする改革が行き過ぎた場合は見直した方がよい 例) 質問回数制限、議案提出権制限、会派制</li> <li>・議員に求められるのは「政策立案能力」よりも「課題発見力」 →住民の声から課題を掘り起こし、行政が対応できる形で提案</li> <li>・議会は政策課題を認定し、最終的には利害調整することが期待されている。様々なバックを持つ議員同士が議論することで調整弁として機能する</li> <li>・課題認定は、代表質問、一般質問、基本計画認定、陳情・請願などを活用</li> <li>・政策評価は「ピンポイントで深く」がポイント →日常のドブ板活動により、課題を発見し、そこを突く</li> </ul> </li> </ul>
<p>参加者 氏名</p>	<p>中田 中</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>

稲城市議会議長


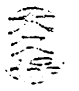





原島 茂 殿

上記のとおり、会派出張を終了しましたので報告します。

平成27年 7月27日

会 派 名        起 風 会

代表者氏名     中 田 中

議長	副議長	事務局長	次長	係長	係長	係
						
備考 会 派 出 張 終 了						

# 報 告 書

出張期日	平成27年7月14日(火)
出張先	第17期 自治政策講座in横浜 「これからの自治体・議会の責務I」 会場：神奈川県民ホール6F大会議室
研究研修・ 調査課題等	「人口減少期のまちづくり～ふさわしい組織と自治体議会の責務」 講師：大杉覚（首都大学教授） ----- 「分権改革と自治体議会の政策法務」 講師：磯崎初仁（中央大学教授）
	<p>「人口減少期のまちづくり～ふさわしい組織と自治体議会の責務」</p> <p>1. 自治体経営の在り方</p> <p>(1) 人口減少時代の到来と「地方消滅」論のインパクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京圏は高齢化率だけでなく高齢者の絶対数が多いことが課題 →高齢化危機回避が重要となる</li> </ul> <p>(2) 地方分権の新展開と「地域発」重視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権の成果として「地方からの自発的行動」が重視されるようになってきた</li> <li>2014「地方分権有識者会議」の提言 提案募集方式・手挙げ方式の導入</li> <li>・自治体の評価は、自律性（依存していないこと）よりも活動量（どれだけ行動しているか）が問われる時代</li> </ul> <p>(3) 今後の自治体経営で取り組むべきポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①現実の直視—人口減少を前提にチャンスと捉える</li> <li>②基盤づくり→職員力の向上の方策を議員は提案すべき、地域力・連携力の底上げも</li> <li>③攻めの経営→付加価値を生む活動を増やす</li> </ol> <p>(4) ピンチをチャンスに変える新たな知の枠組み「3C」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①頭数（Per Capital）→対象となる規模を正しくとらえる</li> <li>②関わり（Commitment）→現場主義</li> <li>③組み合わせ（Combination）→創発1+1→2以上</li> </ol> <p>(5) 地域発「知」の六次産業化</p> <p>（一次）知の発掘→（二次）組合せ・オーバーホールで付加価値向上 →（三次）メディア発信・プロモーション</p> <p>-----</p> <p>2. 今すべき5つのこと（方向性、課題）</p> <p>(1) 行政サービス提供戦略の練り直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要の増減と拡充・縮減戦略の2軸で考える</li> <li>需要増に追随するか抑制するか、需要減に追随するかあえて投資するか、時間経過に伴い変更もあり</li> <li>→地域戦略はこれらの視点・考え方がしっかりと盛り込まれていないとダメ</li> <li>・年齢別に一人当たり納税額を作成し、対象となる規模に合わせた戦略を練る</li> <li>例) ニュータウン地区は団塊の世代がリタイアすると納税額がガクッと落ちる</li> <li>世田谷では40代より70-80代（資産家）の方が納税額が多い</li> </ul> <p>(2) 地域発の自治創造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・頭数を意識して、組み合わせによるイノベーション</li> <li>鹿児島県鹿屋市柳谷地区「やねだん」→行政に頼らないまちづくり</li> <li>徳島県神山町→IT企業のサテライトオフィス誘致</li> <li>人口推計を基に政策立案、小学校維持に必要な人口を逆算</li> <li>地域をどうしたいかを明確化し、来てほしい人に移住してもら</li> </ul>

収受  
船橋市議会  
27.8.18

<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業調査書」 地域の単位で地域づくりの方針を考えることが必要になる 世間自治（＝関係性に着目した自治）が大事 →共感・感動がないと自治は途中でとん挫してしまう</li> <li>(3) 連携運営の可能性 「シェアする」という発想で、相互の強みを活用する →自己完結・フルセット型（単体経営）から連携交流・相互補完型（連結経営）へ 広域連携は民間・NPOを巻き込み、取組む</li> <li>(4) 遠隔連携 震災時の行政機関の空白・喪失を回避するために考えておくべき 人口減少時の補完関係にも適用できる （例：杉並区と南伊豆町の「保養地型特養」構想）</li> <li>(5) 遅れがちな「人づくり」に重点             <ul style="list-style-type: none"> <li>・若い人の活動の場をどう作っていくかが大事 若い人が入ってこないのではなく、入ってこさせてないだけ 若者への冷たさ、怠りが地域空洞化の原因</li> <li>・現場実践する自治体職員、越境して活躍するスーパー自治体職員に期待</li> </ul> </li> </ul>
<p>「分権改革と自治体議会の政策法務」</p> <p>1. 分権改革20年の評価</p> <p>(1) なぜいま地方分権か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の実情にあったサービス提供 ②住民参加</li> <li>③東京一極集中の是正、④地方創生</li> </ul> <p>多様な価値観が共存する「成熟時代」は地方分権が不可欠 これまでの地域振興策（外発型開発）の反省と集権・縦割りシステムの克服・立法分権が大事</p> <p>(2) 第1次分権改革（1995～2006）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権推進法（1995）、地方分権一括法（2000）</li> <li>①機関委任事務廃止→自治事務・法廷受託事務へ 法令解釈権（執行権）の拡充、条例制定権（立法権）の拡大 →政策法務の流行</li> <li>②国の関与ルール明確化</li> <li>③必置規制の縮小</li> <li>④都道府県と市町村の対等化</li> <li>・三位一体改革</li> <li>①国庫補助金（約4.7兆減）②税源移譲（約3兆増）</li> <li>③地方交付税（約5.1兆減） →国庫負担の軽減のみで自治体自由度の拡大無し</li> </ul> <p>(3) 第2次分権改革（2007～現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①都道府県から市町村への権限移譲</li> <li>②法令の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の活用</li> <li>③国と地方の協議の場を法制化</li> <li>④分権改革第2ステージ？ 地域の発意と多様性重視→提案募集・手挙げ方式、専門部会活用 事例集作成、SNS活用などで発信を強化</li> </ul>
<p>(4) 分権改革20年の評価と今後の戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①分権改革の成果             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次改革→自治体の法的権限を強化し「対象・協力」原則に</li> <li>・第2次改革（義務付け・枠づけ見直し）→法令の壁を一部突破</li> <li>・政策法務の進展→独自条例の制定など</li> <li>・首長のリーダーシップが高まり、地域の政治的自主性が向上</li> </ul> </li> <li>②法令の過剰過密の障害             <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの歩率が縦割りのまま制定→総合的対応が困難</li> <li>・法令の規律密度が高く（＝細かすぎ）、現場の知恵を活かせない</li> </ul> </li> <li>③従来の分権改革の問題点             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「法令の過剰過密」を維持したまま導入したこと →議論が細かくなり「視野狭窄」に陥る、国民の共感を得られず</li> </ul> </li> </ul>



・提案募集方式・手挙げ方式は、関係者を「ネタ探し」に走らせ、改革の視野狭める

④行政分権→立法分権

・現在の国が作った法制度を自治体が執行する状況では地域課題に対応できない  
・自治体に制度をつくる力（立法権）や環境を与えるべき

⑤今後の分権改革の戦略

・地方行政に関する法令統合と規律密度の引き下げ  
→法令と条例のベストミックス  
・条例による「上書き権」を制度化→法令の在り方を条例で補正  
・政策法務の実践→法的権限を活用し地域課題に取り組む

2. 政策法務への取り組み

(1) 議会改革の方向性

①議会の2つの機能「政策形成機能」「行政監視機能」

②今後の方向性

「諮問型→政策形成型」「自律型（閉鎖型）→協働型」

(2) 政策法務とは

・法を政策実現手段と捉え、立法・法執行・争訟評価を検討する取り組み

・従来「集権型法務体制」国が政策を考え、自治体を実施する  
→今後「分権型法務」自治体が条例制定にも取り組む

・条例制定の背景

①地域課題の解決に不十分な法令を条例で補う

まちづくり条例、受動喫煙防止条例など

②法令の空白領域に条例で対応

放置自転車対策条例、景観保全条例など

③自治体の施策方針の総合化・明確化を行う

自治基本条例、環境基本条例、まちづくり条例など

④住民参加、住民自治を進めるもの

住民投票条例、情報公開条例など

(3) 議員提案にふさわしい条例（分野）

・①縦割り&前例踏襲でない、②地域の声に根差した、③法令等と直接関係しないが条件

・具体的事例

①基本条例・総合型の条例

→まちづくり条例、自治基本条例、住民参加条例

②新しい政策課題に関する条例

→防災のまちづくり条例、食育推進条例

③人権擁護型条例

→子ども育成条例、児童虐待防止条例、地域福祉推進条例

④地域密着型・産業振興型の条例

→地場産業育成条例、中小企業支援条例

⑤行政統制型の条例→議決事件条例、第三セクター適正化条例

(4) 条例づくりの2本柱

①法的検討—「適法な条例」を作る（違法な条例を作らない）

②政策的検討—「すぐれた条例」を作る（理念条例はすぐ作れるが課題解決につながる条例を作る）

必要かつ適法であることを基礎とし、より効果的かつ公平な内容であることが重要

(5) 条例制定権の限界—3つのハードル

①自治体事務に関するものであること→国の事務は条例制定不可、自治体事務は制定可能

②法律の範囲内であること→以前(60年代)は厳しく解釈されていたが、2000年代は柔軟な解釈へ

③憲法に反しないこと（人権の過度の制限でないこと）

→基本的人権の制限は公共の福祉に基づく必要最小限の制限であること

	(6) 条例づくりの政策的検討 ① 条例評価の基準を定める 必要性、適法性、有効性、効率性、公平性、協働性 ② 条例の合理性を裏付ける「立法事実」を明確にする ③ 行政手法の選択—行政手法一覧から適切なものを選択する (基本) 規制的手法 (禁止、許可等)、誘導的手法 (行政指導等)、 支援的手法、調整的手法 (補完) 計画的手法、実効性確保手法、財源調達手法、協働促進手法
参加者	中田 中
氏名	

稲城市議会議長

原島 茂 殿

上記のとおり、会派出張を終了しましたので報告します。

平成27年 8月 9日 /

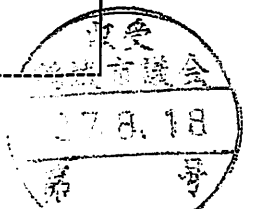
会 派 名      起 風 会

代表者氏名      中 田 中

# 報告書

## 出張終了

出張期日	平成27年7月15日(水)
出張先	第17期 自治政策講座in横浜 「これからの自治体・議会の責務I」 会場：神奈川県民ホール6F大会議室
研究研修・ 調査課題等	<p>「信頼と付託に応える自治体財政運営とは」 講師：西寺雅也（名古屋学院大学教授・元多治見市長）</p> <p>「近年の災害に学ぶこれからの地域防災のあり方」 講師：片田敏孝（群馬大学教授）</p> <p>「地域で進行する福祉課題と自治体の政策—社会福祉協議会やKPOの役割」 講師：平野隆之（日本福祉大学副学長）</p>
	<p>「信頼と付託に応える自治体財政運営とは」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時代を的確に把握する <ul style="list-style-type: none"> <li>・最後の選挙(2003)で拡大から縮小への転換を問うマニフェストを掲げた</li> <li>・政策資源(ヒト・モノ・カネ)の確保が困難になる インフラ老朽化、過剰化、非効率化</li> <li>・地域課題の深刻化 確実な処方箋が無い課題が多い 例) コミュニティ脆弱化、孤立化、人口減少、地域格差など 投資しても成果が必ずあがるわけではない 例) 企業誘致しても正社員は本社から出向、労働者は外国人</li> <li>・自ら律することができる自治体を目指すべき 現状を認めた上で何ができるか考え、政策的チャレンジを 国の無為無策に振り回され、号令に従うだけの自治体が多い</li> <li>・要求型の政治との決別が必要(特に議員は) 要望に全て応えていたら財政が破たんしてしまう 行政は、頼まれてもなかなかYesと言えない 議員は、財政状況の情報収集と発信を心がけるべき</li> <li>・議会は、地域課題を吸い上げ集約し、自治体全体の課題として 行政に提示できる役割を果たすべき</li> </ul> </li> <li>2. 議会が「統制」する財政運営(栗山町) <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政—政策—行革のバランスをとることが大事 「財政」健全化 「総合計画」政策全体の管理 「行政改革」政策資源の采配 例) 財政の裏付けのある政策か 政策を実施可能とする行革となっているか、 政策・行革で健全財政が実現できるか、など</li> </ul> </li> </ol> <p>・ポイントは2点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①政策情報の開示(議会基本条例に規定) →主要事業の進行は「進行管理計画」で確認する</li> <li>②総合計画—財政計画—行革大綱を三位一体で捉える</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 多治見市の事例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バブル期にハコモノなどで過剰支出 →1996年に緊急事態宣言→2001年に解消</li> <li>・財政健全化への取組み <ol style="list-style-type: none"> <li>①財政情報+数値目標(財政判断指標)の開示 財政向上指標を定め公表し、実施状況を議会へ報告・公表</li> <li>②財政健全基準の未達成時の対応を定める 中期計画策定段階で財政健全基準を未達成</li> </ol> </li> </ul> </li> </ol>



→財政警戒事態宣言→財政正常化計画策定を義務化  
予算・決算で財政健全基準を未達成→財政非常事態宣言  
→財政再建計画（市民参加が必須）を策定

・日本はランキング好きだが、財政に関しては統一のものさしを作った方がよい

#### 4. 総合計画の役割

・政策体系全体を管理するツールである  
・政策縮減（政策の選択と集中）が求められる縮小時代こそ不可欠

#### 5. 「参加」が重要（政策情報公開を前提として）

・首長・議会の方向性と市民の意向との合意形成を図るための「場」が必要

・地域課題に対応する新しい「参加」の仕組みが必要

→議会主導で、政治争点や政策情報の集約・公開を心がけるべき  
※議会は「市民のヒロバ」である（松下圭一）

・熟議の仕組みとして、無作為抽出による参加者選定や討議型会議などが採用されている

「近年の災害に学ぶこれからの地域防災のあり方」

・議員発の地域防災の改善・進化に期待

議員は地域のリーダーかつ行政に直接働きかけができる存在

行政と市民の頑張りだけでは防災対策は立ち行かなくなっている

#### 1. 釜石の子供達に学ぶ（自らの命を守る主体的姿勢）

・東日本大震災の犠牲者18480名（死者15890、不明2590）H27. 2. 10現在

・釜石市鶴住居地区一津波ハザードマップに載っていなかったのに16mの津波が押し寄せた

・震災前の釜石の子供達「津波が来ても逃げないよ」「堤防があるから大丈夫って大人が言ってるから」

→この心の隙間が問題。自然相手に絶対は無い

・そのときを想起させ、内発的な避難意識を醸成「君が一人で逃げないとお母さんはきっと君を迎えに来る」「僕逃げるもん」

・「全力で逃げることでできる子ども」を育てるのは地域の責務

子供や孫のため、率先して逃げる大人になってほしいと伝え、保護者や地域のお年寄りの意識を変えた

#### 2. 自然災害を正しく恐れる（最近では気象災害に注意）

・日本は自然災害のデパート。地域にあるリスクを受け入れる必要がある  
地震—世界の約2割（M6以上）集中、活断層約2000箇所 台風—一年26個

火山—活火山110（世界の約7%）土砂—52.5万 河川—14048河川

・東日本大震災では震源域が500kmに渡ってズレた。発生後15年くらいはバランス調整時期なので注意が必要

遠くでズレると陸地では小さな地震でもいきなり大津波がくることなることも覚えておくべき

・最近明らかに気象がおかしい

海水温の上昇により、台風が大きく発達するようになった

更にそこから噴き出す湿った空気が前線を刺激して大雨をもたらす

気象庁2012年の将来予測「中心気圧850hPa以下の最強台風が10-20年ごとにくる」→現在はこれを上回るペースで発生

・気象災害は発生回数が多いので、確率的には大地震より被害に合う可能性が高い

・広島市の集中豪雨

夜中1時前の予想雨量は1mm→1時の雨量は30mm（坂道は濁流の雨量）

夜中の徒歩避難は危険なので避難勧告をためらった

その後80mm、101mmと豪雨が続き、逃げられなくなった

→結果、1時に避難勧告を出しておけばよかったという事態に

→が、その時点で勧告を出す判断は難しい（むしろほとんど不可能）

・避難勧告が出るまで逃げなくていいと考えていては間に合わない

ほとんどの住民が「出てから逃げればいい」と考えている

→住民に意識をどう変えていくかが大事。避難勧告は当てにするな、と言っていないとダメ

・南海トラフの津波想定が見直され各所で20mを超える津波高さが提示

<p>それにより「避難放棄者（逃げても仕方ないと考える人）」が増えた  →人生が生きづらくなってしまった  →しかしそれは人間の「想定」が変わっただけで自然の営みは何も変わっていないことに気付くべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1000年に1度の大地震で2万人が死亡したが、自動車事故は年4000人（1000年で4百万人）が死亡している  自動車はリスクを受容してるのに、なぜ津波だけを極度に恐れるのか  →次の津波が20mと言ってるわけではない。1000年に1度の想定なら30～40世代で1回</li> <li>・地域にあるリスクを受入れつつ、その地の利便性や恵みを享受しながら住まう。想定に捉われず最善を尽くす</li> </ul> <p>3. 議員として地域をどう向き合うべきか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「備えよ」というメッセージだけでは人は変わらない  いくら言っても、聞かない人は聞かない（正常化の偏見）  →パンフや講習会では限界があり行政も苦勞している。そのような住民意識を変える必要がある</li> <li>・住民と同じように右往左往しないでほしい  リスクはトータルで考えなければならない。このまちに住まう恩恵とリスクを一体として受け入れる  100%安全を保証しろと主張するのではなく、リスクとどう向き合っていくかを伝えるべき</li> <li>・防災教育を「災い」教育としてはならない  防災教育はこの地に住まう「お作法」教育である。災いだけを強調すると子供が地域を好きになれない</li> <li>・防災の最も重要な目的は「災害ごときで人を死なせないこと」である  そのために必要なのは「住民の主体性」である  住民自身が「負けるか、なにくそ」と考え、被害者ゼロにしてやると力を合わせて立ち向かうのが本当の防災  →このような地域を実現するのが議員の役目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逃げなくても平気だよ、という人に伝えるべきこと  毎回逃げる→（ほとんどの場合）津波が来なくてよかった  →（最後には）逃げてよかった、となるが</li> <li>・毎回逃げない→（ほとんどの場合）逃げなくても平気だった  →（最後には）ああ逃げていればよかった、となる</li> <li>・地域に災害に備える文化、防災意識を根付かせる  地域全体で災害に立ち向かい、その大人の背中を子供達に見せる  防災のレベルを上げるだけにこだわるのではなく、そんな地域を作り上げることが真の防災  いのちを守ることの主体性、地域に関わることの主体性が重要である</li> </ul>
<p>「地域で進行する福祉課題と自治体の課題」</p> <p>1. 社会的排除問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的排除とは、①社会制度、②地域社会から孤立し、福祉の手が届いていないこと  国も「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」で初めて認めた</li> <li>・この政策の導入は難しく、自治体によって大きく差がつく課題  国庫補助金依存体質の強い自治体は定着困難</li> <li>・社会的に孤立している高齢者に支援の手が届くには、インフォーマルな支援も含めた重層的な支援が必要  →高齢者福祉だけでなく、地域福祉の関わりが求められる</li> <li>・実態把握のあり方  孤立死と独居死（交流あり）の区別、支援を拒否する人へは予防福祉的なアプローチが必要</li> <li>・政策の方向性→予防に注目するようになった  社会的に孤立した方を救うだけでなく、孤立する前に救うことが制度に組み込まれているかチェックすべき  自治体の支援を拒否する人には、予防的なアプローチが必要  →これまでの給付を中心とする福祉行政の文化とは異なる形</li> </ul>	

- ・ 今後は対象横断的で組織的な「地域福祉」という対応方法の実現が望まれる
  - 2. 生活困窮者自立支援制度
    - ・ 生活困窮者とは「現に経済的に困窮している者＋最低限の生活維持ができなくなるおそれのある者」  
→ 地域福祉の視点から、社会的孤立者を経済的困窮者にしない取組みが重要
    - ・ 自立支援メニューの充実が課題  
特に職業訓練以前の意識付け、社会参加の支援が最近では重要性が高まっている。自立相談支援事業には補助金が出やすいが、自立支援メニューに対する補助金は少ない
    - ・ 行政からのアプローチの困難さ  
働かないのも自由なので、働く意思がないとそれ以上支援できない制度に該当しない人、要件に満たない人をサポートする仕組み無し  
→ 制度の趣旨に反しない限り制度を自由に使いこなすスキルが求められる  
例) 芦屋市「Maybeシート」一〇〇かもしれないという気づきを他部署につなげる取組み  
事例一鬱の夫が離婚→「生活は大丈夫か」との気づき  
→ 保険福祉課へ連携
    - ・ 社会的孤立者にスキルを身に付けさせることは大変  
職業訓練の前に「働くこと」「社会と関わりを持つこと」の意義を自覚させる必要がある  
→ 職業訓練の側も「低賃金労働者」として捉えるのではなく、事業の担い手として接することが大事  
例) 薪プロジェクト（新生産・販売→薪ストーブ製造・販売→森林再生・温暖化対策）  
社会的に意義のある事業に関わっていることを意識付けしモチベーションを下げさせない
- 
- ・ これまでの議員の考え方「困っているから福祉でみてくれよ」  
→ 短期的には正解だが今後は一方的に見てもらうだけではダメ
  - ・ 学生ボランティアによる生活保護児童への学習支援  
費用対効果で評価すると成功したとは言えない。同じ金で塾に行かせる方が対象人数は多くできる  
→ しかし心のケアを同時に行わないと、塾を中退してしまうこともある
  - 3. 最後に
    - ・ 社会的孤立、生活困窮者支援は、皆が気づいているのになかなか踏み込めないのが現状  
→ そのような課題に踏み込むのが議員の役割ではないか？  
気づいていることを語る場を設定することからでも始められる
    - ・ 始まったばかりの制度なので、今から叩く必要はない  
ただし、どのように取り組んでいるか、取り組もうとしているか確認することは大事

参加者	中田 中
氏名	

稲城市議会議長

原島 茂 殿

上記のとおり、会派出張を終了しましたので報告します。

平成27年 8月 9日

会 派 名

起 風 会

代表者氏名

中 田 中

会 派 出 張 終 了 報 告 書

出張期日	平成27年7月16日(木)
出張先	第17期 自治政策講座in横浜 「これからの自治体・議会の責務I」 会場：神奈川県民ホール6F大会議室
研究研修・ 調査課題等	(横浜市行政視察) 「横浜市の公民連携事業による地域の活性化」 ----- -自治体と企業・NPO法人・大学などとの新たな公共づくり」 説明：横浜市政策局共創推進室
	<p>「横浜市における公民連携～共創推進室の取組み～」</p> <p>1. 共創推進室の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民連携の施設見学だけでは見ただけで終わってしまう。 →市職員から考え方や事業の進め方を説明した方が有用だと考えた</li> <li>・横浜市一人口371万人、435km<sup>2</sup>、一般会計1.5兆円 公民連携で成功しているのは、場所と規模、ネームバリューがあるからでは？と言われる →その面は否定しないが、どの地域でも活用できる取組みもあるのでそれを参考にしたい</li> <li>・現状と課題             <ul style="list-style-type: none"> <li>①超高齢化社会の到来 2020に人口はピークアウト、高齢化率は既に20%超 →住民税依存度が高いため、高齢化(リタイア)により税収減のリスク大</li> <li>②扶助費は倍増(H15年15%→H24年27%)だが施設整備費は4割減(21%→13%)</li> <li>③インフラ老朽化(多くの施設はS40-60年代)で施設保全費不足 →今後の20年で年平均900億必要なのに予算は710億</li> </ul> </li> <li>・行政サービス提供の形の変化 (昔)税で全額賄っていた「自販機型サービス」 (今+今後)税で全てを賄えない「コーディネーター型サービス」 →協働(市民、NPOと連携)、共創(企業と連携) 現実的な対応が必要、課題が複雑化している、しかし行政の資源 ・ノウハウは不足→多様な主体との対話による連携が不可欠 「オール横浜で不可能を可能に!」</li> <li>・横浜市の考える公民連携 「創造」(オール横浜で新たな価値創造) →「対話による創造」(民間がより活用できる未来を創る) H20共創推進事業本部の設置→H23政策局共創推進室の設置</li> </ul> <p>-----</p> <p>・共創とは? 企業・NPO・大学・市民団体などと行政が対話を通じて連携すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共創推進室が所管するPPP事業(①～⑤は推進室はとりまとめ役)             <ul style="list-style-type: none"> <li>①PFIなどのハード系PPP手法</li> <li>②SIBなどのソフト系PPP手法</li> <li>③公有資産有効活用(サウンディング調査)</li> <li>④指定管理者制度</li> <li>⑤広告・ネーミングライツ</li> <li>⑥共創フォーラム(イベント)</li> <li>⑦共創フロント(定型窓口)</li> </ul> </li> </ul>

27.8.15



2. 事例紹介

- ・PFI-学校・上下水道・庁舎など9事業で導入（1事業は終了）  
VFM（バリューフォーマネー）-経費削減率は平気18.1%（行政がやるより約2割安い）  
PFIは大規模案件や特殊技術が求められる事業に向く  
→地元中小企業が入りにくい。中小企業向けはPFI以外で対応
- ・PFI以外のPPP事業
  - ①横浜スタジアム（負担付寄付）※横浜アリーナも同様  
公園に建設するため、市に一旦寄付してもらい興行権のみ譲渡する（固定資産税がかからない）
  - ②権太坂3丁目土地活用（敷地分割・貸付）  
市有地を事業用借地（商業者施設）を一般定借（コミュニティハウス、高齢者向け賃貸）に分割  
コミュニティハウスと高齢者向け賃貸は市が借り上げる
  - ③鶴見1丁目土地活用（官民合築、民間床取得）  
市有地に定借→建設後、民間フロア（保育園など）を買い取り
  - ④新横浜駅の公衆トイレ（物品役務提供型ネーミングライツ）  
命名権の対価を金銭でなく物品や役務で提供してもらう  
トイレ改修のコンサル会社が、トイレに自社商品を設置し利用してもらう  
→自分たちの商品・サービスのショールームとしてトイレの維持管理を行う
- ・サウンディング調査  
民間との対話を通じた市場調査。公募相手による公平・透明な個別ヒアリング  
実施タイミングは「活用庵検討の早い段階」と「公募要項作成前」  
ポイントは3点
  - ①参加事業者は公募すること、②対話項目を事前開示すること、
  - ③対話結果は公表すること

行政としてのメリット

- ①堂々と民間事業者に会える、②聞いた内容も公表できる（議会にも正式に報告できる）、③想定外の民間事業者の参加がある、④公募内容、地域課題や配慮事項の事前開示が可能
- 事例-戸塚区吉田町土地活用事業、中学校の弁当配達など
- ・指定管理者制度  
コスト削減ありきで民間に任せるのではない。コストが同じでも効率・効果が高まればよい  
第三者評価を義務化している  
アイデア提案型指定管理者選定の導入  
アイデア部分を評価するモデル事業に今年度から着手
- ・広告・ネーミングライツ  
企業も宣伝ありきではなく社会的意義にも配慮してくれる（それくらいの良心は企業側にもある）  
横浜市は広告の基準・ガイドラインを策定しているため、広告に関する問題が発生しにくい  
→何でもかんでも広告を載せればいい、というものではない  
（対象は厳選している）  
広告印刷物の事例-広報広告、広告付き物品の提供  
Webの事例-WEBページ広告  
施設の事例-区庁舎壁面への掲示、広告付フラッグ、パンフレットラック、周辺案内看板、授乳室・プレイルーム、玄関マット、戸籍課番号案内表示板  
イベントの事例-成人の日  
ネーミングライツの事例-日産スタジアムなど

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共創フォーラム 民間と行政の対話・交流の場 H20以降、様々なテーマで、講演会・パネルディスカッション・ フューチャーセッション・交流会などを開催</li> <li>・共創フロント 「対話」の窓口&amp;橋渡しとなる 受け付けた提案数は、7年で448件、実施は185件 <ul style="list-style-type: none"> <li>①包括的連携 セブン&amp;iグループ3社との「地域活性化包括連携協定」</li> <li>②具体的な事業との連携 ゼンリンとの「災害時協力関係構築競艇」 幼児向け防災教材「ぼうさい絵本」の共同作成・配布</li> <li>③連携の場の提供 市が場を提供し複数企業が子育て支援サービスを実施</li> <li>④市が所有する権利・資産の活用、ノウハウ提供 図書館所蔵資料を利用したポストカード製作・販売 救命処置アプリの共同開発</li> <li>⑤民間主体の事業等支援 ピカチュウ大量発生チュウ、コクリコ坂からプロモーション 企業側としては、提案しても入札・公募となるため、金銭的な メリットはない →しかし、CSRや企業イメージ・知名度向上、社会実験の場提供 などの面から様々なメリットはあると考える</li> </ul> </li> </ul>
<p>参加者 氏名</p>	<p>中田 中</p>

稲城市議会議長

原島 茂 殿

上記のとおり、会派出張を終了しましたので報告します。

平成27年 8月 9日

会 派 名      起 風 会

代表者氏名      中 田 中



# 報 告 書

## 会 派 出 張 終 了

出張期日	平成27年8月19日 (水)
出張先	第17期 自治政策講座in東京 「これからの自治体・議会の責務Ⅱ」 会場：市ヶ谷自動車会館 大会議室
研究研修・ 調査課題等	<p>「自治体議会の役割—自治の要としての議員とは」 講師：竹下譲 (自治体議会政策学会会長)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>「これからの交通政策—社会基盤整備における市民参加」 講師：寺部慎太郎 (東京理科大学教授)</p>
	<p>「自治体議会の役割—自治の要としての議員とは」</p> <p>1. 自治体議会の歴史</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首長 (= 執行機関) は定義が明確だが、地方議会 = 議事機関で定義が曖昧。立法機関とは定義されていない</li> <li>・ 明治11年「府県会規則の設置」 大久保利通の指示で、松田道之と伊藤博文が法案作成</li> <li>① 町村の改革—純然たる”自治体”として定義 町村は行政区画ではなく「住民社会独立の区画」 →大久保暗殺後、元老院の意向で府県と同じ行政区画に戻る</li> <li>② 議会 (府県会) の設置 府県は行政区画なので中央政府の法令・指示に従う。府県会 は議決議会→住民の不満を抑えるため議会でチェックする ※町村議会は町村長 = 議長なので府県会以上に行政の言いなり</li> <li>・ 明治21年「市制」「町村制」</li> <li>① 自治とは政府が作った法令のもで工夫して実施すること →自治に立法は含まれない</li> <li>② 議会の条例制定は法令を実施する”行政の一部” →条例制定は立法行為ではない</li> <li>③ 実際上は行政機関の方が重要 中央政府が市町村長に任せるもの (機関委任事務) には、 市町村会は関与できない →関与できるのは市町村会の議決事件のみ (全体の40%程度)</li> <li>④ 議員は個々の住民意見を聞いてはいけない (市制36条, 町村制38条)</li> <li>・ 戦後にも変わるチャンスはあったが実現せず GHQは「地方議会 = 立法機関」としたかったが「議事機関」と 翻訳したため、結局従来と同じになってしまった</li> <li>・ 近年議会改革の動きは強まっている 議会基本条例の制定、通年制、議長に議会招集権、議員条例制定</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2. 議会が二元代表機関になるには</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員は自分を支援してくれた住民の声を代弁してもいい →議会として全体最適になればよい、と考えるべき だからこそ議員はある程度の数が必要となる →それぞれに異なるバックグラウンドを抱えた議員同士が丁々 発止の議論をして合意形成していくことが大事</li> <li>・ 住民の代表として、議案の中身が住民に理解できるようにする 質疑を行う必要がある →形式的な質疑、互いにそっぽ向いた討論では意味がない</li> <li>・ 一般質問は住民に意見に基づき、その解決を迫るもの 地方議会の行政への発言力が弱まったS30~40頃に全国に普及 (行政の目線が補助金目当てで国県に向いていたため) 各議員が創意工夫して行政に要望を行うために活用してきた</li> </ul>

收受  
稲城市議会  
27.10.-7  
第 号

→成長時代にはある程度機能したが減少時代では影響度低下  
しかし所詮は行政に「何とかしろ」といううだけ  
→議会全体からの要請とするべきではないか  
一般質問の見直しには、他の議員の優れた質問をたたえることができないと始まらない→非常に難しい問題

## 終 了 報 告

### 「これからの交通政策—社会基盤整備における市民参加」

#### 1. 交通計画とは

- ・交通に関わる様々な課題を解決するために将来の交通機関や施設をどのように整備していくべきか記述したもの  
鉄道：混雑、路面電車&LRT  
道路：渋滞、歩車分離、防災、事故対策  
街並み、都市計画
- ・都市計画決定の段階で住民の声をきいても遅い  
もっと早い段階で聞かないと計画に反映できない。アセス法改正後、構想段階から住民の声を聞くようになったがまだ不十分  
※アセス法改正—60-70年代の公害・空港建設問題等を受け制定
- ・事業範囲によって住民の関心に差が生じる  
地域密着事業への関心は高く、利害調整も比較的スムーズ  
広域に影響する交通施設整備は関心が低く、利害調整困難  
→整備の便益は広域に及ぶため受益者がフリーライダー化  
NIMBY (Not In My BackYard)

#### 2. 市民関与

- ・市民参加とPI (パブリックインボルブメント：市民を巻き込む)  
PIとは、計画初期段階から事業主体が市民の声をきく取組み  
→合意形成までに多大な時間と労力が必要で、しかも計画内容が決定されるまでどうなるか分からない、という面もある  
→しかしこれまで行政主導の計画推進で多くの紛争が発生し、それによる社会的損失が問題となったことからPI導入に至る
- ・市民関与のメリット  
市民の行政への不信感除去、市民とのトラブル回避  
地域の特殊事情を計画に組み込める
- ・市民関与導入の課題 (実際なかなか進んでいない)  
行政側に導入する余裕がない、経験がない  
総論賛成各論反対で合意形成が困難になりがち  
住民に関心が高まらない、時間がかかり飽きてくる
- ・具体的な実施方法  
①住民説明会、②オープンハウス、③パネル展示、④情報センター  
⑤地図を前にした議論、⑥グループインタビュー、⑦車座談義  
⑧ワークショップ、⑨現場見学会、⑩報道対応  
どのような方法をとるにせよ、行政の誠実な態度、反対派の意見も併記する、選択肢を予め示すことなどが重要となる
- ・事例  
①新山梨環状道路 (東側区間)  
4案提示し、その中の1案で計画策定  
②横浜環状北西線 (横浜市、国交省、首都高速)  
当初9案+市民提案4案の計13案→PI後すんなり着工  
③恩田元石川線 (横浜市)  
④群馬県県土整備部「ぐんま県土づくり県民参画ガイドライン」
- ・まとめ  
交通問題を解決する” 選択肢” を提示して皆で議論  
→選択肢があると皆考える、選択肢作りから関わると尚良し  
多種多様なコミュニケーションで初期から住民を巻き込む  
決めるのはあくまでも首長・議会 (市民ではない)

参加者	中田 中
氏名	

稲城市議会議員

原島 茂 殿

上記のとおり、会派出張を終了しましたので報告します。

平成27年 8月 21日

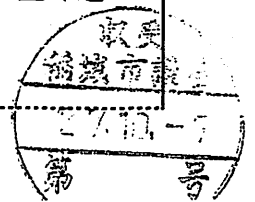
会 派 名 起 風 会

代表者氏名 中田 中

議長	副議長	事務局長	次長	係長	係長	係長

出張終了報告書

出張期日	平成27年8月20日(木)
出張先	第17期 自治政策講座in東京 「これからの自治体・議会の責務Ⅱ」 会場：市ヶ谷自動車会館 大会議室
研究研修・ 調査課題等	<p>「これからの自治体財政—地方財政計画と課題」 講師：神野直彦（東京大学名誉教授）</p> <p>「分権一括法から15年—自治確立に向け何を変えていくのか」 講師：新藤宗幸（東京都市研究所理事長）</p> <p>「これまでの地域再生・都市再生の誤りを超えて —『開発の墓標』から学ぶまちづくりの経営力」 講師：木下 齊（エア・インベーション・アライアンス代表理事）</p>
	<p>「これからの自治体財政—地方財政計画と課題」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 歴史の「峠」としての「危機（Crisis）」を乗り越えると全く異なる景色・社会が現れる 「イギリス中心、自由主義国家、軽工業社会」—(1929年の世界恐慌)— →「アメリカ中心、福祉国家、重工業社会」—(現在の世界恐慌)— →知識社会（EU？中国？）</li> <li>2. 「参加なき所得再分配国家」としての福祉国家 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二次大戦後、先進諸国は重化学工業を基盤にした福祉国家を目指した →福祉国家は、市場の外側で所得を再分配し生活を保障する</li> <li>・所得再分配が成立するには、国家による土地・労働の境界管理が必要 →国境管理できない地方自治体には所得再分配はできない</li> <li>・土地・労働と異なり、資本は自由に動き回ることが可能 →固定相場制を導入し国家により資本の移動を統制するブレトンウッズ体制を形成</li> <li>・財政が成立するにはPublic（公：全ての社会階層に開放）が必要 →日本はPublicに欠けている（Public=官となってる）</li> </ul> </li> <li>3. 福祉国家の行き詰まり <ul style="list-style-type: none"> <li>・1973石油ショック→ブレトンウッズ体制崩壊 固定相場から変動相場制へ→金融自由化→資本が国境を越えて自由に飛び回る→グローバリゼーション</li> <li>・70年代は福祉国家の幸せな時代—所得再分配すれば経済は成長したから →80年代は福祉国家の限界—所得再分配は機能不全、格差と貧困溢れる 税負担の高いところは成長しない→北欧の成長が止まる →90年代はポスト福祉国家の模索の時代 税負担の高い国（北欧）が成長⇔税負担の低い国（日本）も停滞</li> </ul> </li> <li>4. グローバル化とローカル化（グローカリゼーション） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボーダレス化、グローバル化に対応して超国民国家機関成立→EU</li> <li>・一方で人々の生活はローカルでしか成立しない→地方分権の推進 →国家の機能を上（グローバル）と下（ローカル）に分岐する動き</li> </ul> </li> <li>5. 地方自治体の使命拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央政府の現金給付による所得再分配では不十分 →地方自治体の提供する教育・医療・福祉などの現物給付（サービス給付）で補完</li> <li>・東京—極集中の問題はEUと同じ（東京＝ドイツ、地方＝ギリシャ）</li> <li>・公共サービスは地域社会の様々なニーズに合わせ提供すべきもの →地方創生は公共サービスに合わせ移動しろと言うが考え方は全く逆</li> <li>・貧困対策は低所得者対策ではない →地域社会のネットワークからこぼれ落ちた人が貧困に陥る 低所得者でも社会とつながっていれば貧困にはならない</li> </ul> </li> </ol>



## 6. 日本の地方分権改革

- ・20年前から変わっていない、むしろ悪くなっている
- ・義務教育は社会の義務（子供の教育は社会全体の利益になる）  
→この概念が日本ではなかなか定着しない
- ・日本の国・地方の分業体制は融合型  
→海外では分野によって国と地方の役割が分かれているが、日本は負担を分け合っている  
→日本の地方の課題はEUのギリシャと根は同じ
- ・国・地方の財政調整には水平調整と垂直調整の2種類ある  
→地方間の格差は、国が集めて地方に分配という方式でないとうまく調整できない  
→しかし国が調整しすぎると自治体の課税力に差が広がりすぎてしまう

### H27地方財政計画のポイント

- ・地方創生に必要な歳出を1兆円計上←上乘せしたのは画期的
- ・一般財源総額を1.2兆円増額し、臨時財政対策債も大幅に抑制
- ・地方交付税原資の安定性向上・充実を図るため法定率見直し  
所得税↑、法人税↓、酒税↑

### 骨太の方針のポイント

- ・地方の一般財源の総額は、1兆円増の2015年水準を2018年まで確保する
- ・歳出改革のための民間資金・ノウハウ活用は、下手すると重商主義になるので注意。公共サービスは民間事業の後方支援となるべき、それを民に任せると問題が生じる可能性あり
- ・税収増を達成した地方にインセンティブを与える制度は問題が生じる可能性あり  
→税収増の要因は株の値上がりなので、資産家が住んでいるかどうかで勝負がつく
- ・行政コストの低いところを評価する仕組みはそもそもおかしい  
→コストの高い自治体が必ずしもさぼっているわけではない

### 「分権一括法から15年—自治確立に向け何を変えていくのか」

- ・一括法のやり方に問題がある  
変更箇所を全て一まとめに議論して、それが可決したらOKはどうかと思う。それぞれの変更箇所の中身をしっかり議論できていない
- ・地方分権という言葉の熱気がすでに冷めてしまっている  
不要という訳ではないが、20年も経つと地方分権の意味合いが違ってきている
- ・地方分権で何がかわるか、がよくわかる風景  
終電後の郊外駅でタクシーを待つ社員の列  
→（当時の）市にはバス路線敷設、大規模宅地開発の権限がなかった  
当初は権限委譲の話だったが、小泉政権以降は市場原理主義敵な内容に変わった

#### 1. 政治改革としての地方分権

- ・政治スキャンダルの温床—国への権力の一極集中を分散するための政治改革 例) 政治資金、中選挙区制度
- ・一括法は手続法—地方分権のあり方は全く書かれていない  
委員会では道州制を主張する人もいたが、大勢は現実路線  
→国からの関与（機関委任事務）をなくすことに注力

#### 2. 2000年改革の意義とその後

- ・機関委任事務の廃止の意味を、首長や議会はきちんと理解すべき  
国と地方自治体の平等実現のため、係争処理委員会ができたが15年間未使用。大半は法律で書かれたことを条例に持っていって（議会でも議論していない）  
→最低限従えばよいが、上乘せは自由である  
議論していたとしても、きちんと考えていない条例が多い  
例) 生活保護世帯の贅沢を密告する条例  
どうやって生保家庭と知るのか？噂だけで密告させるのか？

- ・六団体が国と協議する場はできたが十分に活用していない  
H26補正で1700億つけたのに新型交付税がなぜ1000億なのか  
→協議の場でも話し合うべき
- ・国の出した資料は原文を読むことをおススメする  
→地方人財を育てると言いつつ地方大学は減らせ等、矛盾を発見して議論の遡上にあげるべき
- ・福祉八法の改正で老人福祉計画の策定が義務付けられたが、儲かったのは一部のシンクタンクのみ。名前と数字が変わるだけの計画がたくさんできた  
→地方創生は同じ轍を踏まないように注意すべき  
→自分たちの街の行く末は、そこに住む人々と徹底的に議論することからしか、見えてこない
- ・1000億しかないから何もできないではない  
→もっと自信をもって住民の声を聞き、地域をどう変えるか自分たちで決めていくべき
- ・ローカルデモクラシーの無いところに民主国家は存在しない  
→(安保法制で)憲法が注目されているのはいいことだがローカルデモクラシーのない立憲主義は無意味  
(立憲主義だけでは空中戦になるだけ)  
→自分のまちをどうしたいのか、というデモクラシーがないのは問題  
ローカルデモクラシーの基礎は議員・議会である

「これまでの地域再生・都市再生の誤りを超えて  
—『開発の墓標』から学ぶまちづくりの経営力」

1. 地域再生で行政がやりがちな勘違い
  - ・補助金を入れればいい  
→補助金が入ると善意のボランティアが全くなくなってしまう
  - ・まずは公共事業で人を集めればいい  
→民間投資が誘発されなければ行政のメリットは無い  
→怖いのは公共事業が失敗すると民間資金が一斉に逃げてしまうこと
  - ・先進自治体の真似をすればよい  
→地域開発の方法を減少時代に合わせどう変えるべきか国も分からない  
地方創生も国が引っ張り上げて活性化した事例はない。地方でうまくいってる事例を後追いで補助金つけているだけ
2. 減少時代の開発は効率性が重要
  - ・人口減少時代は地方から課題が発生してくる  
拡大時代は都市→地方のタイムラグがあったが、現在は地方が自ら解決策を見つけなければならない
  - ・空き店舗がたくさんある中で相場家賃で募集をかけてもダメ  
ただでさえ埋まらない地域では値下げもできず、中途半端な店ぞろいになる→そんな物件に進出しよう、住もうという人はいない  
→現物収支で採算を考えるべき(土地は定借や賃貸で確保する、など)
  - ・区画整理もメリットばかりではない  
完成したら空き地だらけになり地価が下落するという例もある
  - ・成功事例集の案件はその後の観察が必要  
何年か見ていくと消えていく事例が出てくる  
→そのような事例に視察にいくと反面教師として参考になる
  - ・開発費よりその後の維持費の方が負担大(建設費の4-5倍はかかる)  
→作った施設が稼ぎを生まないと地元負担が増えるだけ  
事例「TANEYA」—粗利の高い業種を選んで出店要請  
スタート段階からきちんと利益の出る事業者を選定
  - ・経済循環の原則 「増やして」→「回して」→「絞るこむ」



- ・施設を作ってしまうと運営にしわ寄せがいく  
→運営（期待家賃、予想収益）から逆算して開発費（投資額）を決める
- ・都内の廃校活用も、一部の市民団体の巢窟のようになってはいけない  
→そういうところがたくさんある
- 3. まちづくりのポイント
  - ・日本のまちづくりは禁欲的すぎ。楽しさ面白さがない  
例）尾道駅前是非常に残念。ザ国鉄駅のような街並みになり、高台からの景観もなくなってしまった
  - ・暗い公園を放置するくらいならコンビニを入れた方がよい、といった自由な発想が必要  
例）NYブライアントパーク。公園の一部を民間に貸出し、その収入で公園施設の整備を賄っている（日比谷公園等でも元々やった）
  - ・図書館も民間丸投げでは意味がない  
→図書館利用者15万を営業材料に他の民間事業者に誘致を働き掛ける  
例）オガールプラザ（紫波町） ⇨失敗例アウガ（青森市）と対照的  
地元業者が施工できる簡単構造で設計→地元建設業にお金が落ちる  
民間テナントが払える範囲で建物スペックを決める  
→地元が責任を持てる民間企業が進出してくれるから成功する
  - ・金融支援の方がうまくいく  
→返済しなければならぬ金だと緊張感が生まれる
  - ・よい民間とは付加価値や生産力のある事業者である  
行政についていけばおいしいことがあると考えているのは悪い民間  
行政が作りパイを食いつぶしているような民間ではダメ
  - ・紫波町（しわちょう）では計画づくりやワークショップを全て職員が自前でやっている  
→これらを外部業者に丸投げするとずっと委託に頼らないといけない  
→熱心にやってる自治体には、熱心な職員がいる
  - ・やろうという民間事業者がいなくて、行政がいくらたきつけてもうまくいくわけがない

参加者	中田 中
氏名	

稲城市議会議長

原島 茂 殿

上記のとおり、会派出張を終了しましたので報告します。

平成27年 8月 21日

会 派 名 起 風 会

代表者氏名 中田 中

議長	副議長	事務局長	次長	係長	係長

備考 会 派 出 張 終 了 報 告 書

出張期日	平成27年8月24日(月)
出張先	自治体議会法講座in東京 会場：TKPスター貸会議室お茶ノ水駅前 カンファレンスルーム2
研究研修・ 調査課題等	「予算決算における議会の構え」 講師：金井利之(東大教授)
	<p>「予算決算における議会の構え」</p> <p>1. 執行部予算論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議員のなり手不足は町内会の役員になり手不足と根は同じ →苦勞が多い割に報われない。経済原理に合わないから</li> <li>議会不信の理由は、予算査定権を議会が持っていないから →議会を説得しても予算がつかないから、当てにされない →執行部予算査定論を打ち崩すには、議会が予算査定するとどう変わるのか説明できる理論武装が必要</li> <li>議会に上程されるのは「条例案」と「予算」 →議会は予算案の作成に口出しできない。議決という出口のみ</li> <li>代表(民選議会)なければ課税(税と歳入予算)なし →近代君主制では君主のもとに予算と権限が集中していたが、徐々に議会権限が拡大していた →現在は「執行部が予算編成し、議会が議決する」という妥協状態</li> <li>議会が予算全権を持つのは当然だが議会が予算査定するマンパワーも能力もない→現実的には執行部予算になるのは仕方ない面もある</li> <li>分散的分業の問題 →合議制の議会では最後に統括することができず予算が膨張しがち →執行部であれば、最後は首長の判断で決められるので問題がない</li> <li>執行部のサボタージュを避けられない 議決した予算が気に入らない場合、執行部は「執行しない」ことが可能 →執行部がやりたい予算を作らないと意味がないなら執行部予算で問題ない、というのが執行部主導を変えられない理由</li> </ul> <p>2. 予算修正権</p> <p>(1) 執行部予算と予算修正権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>執行部予算はパッケージでありアラカルトではないという考え方全体でバランスを取っているなので個別の削除や加算はよくないと考える。この考えに従うと議会は予算を追認するか、全面否決するしかない →住民生活に影響が出るため全面否決は困難(まずありえない) →つまり修正権を認めるのが現実解である</li> </ul> <p>(2) 予算の介入権限</p> <p>① 否決権には2種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算否決権：先に折れた側が負け両方譲らないとどちらも破滅 →単なる突っ張りあいになる可能性が高い愚かな制度</li> <li>予算組替動議権：単なる政治的メッセージ</li> </ul> <p>② 予算修正権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修正範囲</li> <li>無制限説：否決できるならどこまでも修正可</li> <li>限界説：予算編成権を侵す修正不可</li> </ul>



→理論上は限界はないのだが現実的には問題がある  
議員には大人の対応を取ることが求められる

・減額と増額

減額修正：制限なし—歳入超過がないから問題ない  
首長がやりたくても議会が同意しないから執行できない  
という判断は自然  
→しかしつまみ食いの執行となり全体バランスが崩れる  
可能性がある

増額修正：歳入超過となるため、一般的には禁じ手と言われる  
が一概に否定できない  
歳入見込みを立てた増額ならよいか？  
→いい加減な見込みなら無意味

法律論では修正権の限界は決められない→政治判断で決まる

・再議権との関係

議会に予算修正権を認めるなら執行部にも再議権を与えて  
バランスをとっている

執行不能議決の再議→しかし再可決されてもできないものは  
できない

義務費の削除・減額→再可決されても首長は原案どおり執行可  
→議会に審議権が無いのも同じ

非常災害復旧の予算減額→再可決で首長不信任にできるが非常  
時は首長をクビにできない→その代わり議会解散  
上記以外の予算修正は法律の定め無し

3. 予算審議の意義

(1) 二元代表制と予算審議

① 予算査定

首長優位—首長は予算・人員を掌握している  
→この状況をひっくり返すには議会は予算査定するしかない、  
でもかなり大変

結局は予算査定（による予算編成）こそが権力の源泉である

(2) 議会による予算審議

① 追認的審議

予算の情報量は膨大、3月議会の会期は短い  
議員は限られた人数で十分な専門性・知識を持たない  
→結局、予算を原案どおりに承認するしかない

② 査定的審議

議会が二元代表的に活動したいなら、首長査定と同様の作業が  
必要。特定案件を抽出し査定的審議することは可能

③ 査定的審議の限界

- ・ 議会は首長と同じくらいの労力を割く意欲と気力体力があるか  
→それくらいの覚悟がなければ議会改革は無理
- ・ 能力資質を持っている議員がどれくらいいるか
- ・ 合議制では案件ごとに多数決となり、全体の整合性が保てない

4. 決算審査・監査・評価の役割

- ・ 決算・監査は「既に終わったもので議論しても変わらない」  
として長らく形骸化してきた
- ・ 90年代半ばからPDCAサイクル論による評価が重視、三重県の  
事務事業評価から行政評価ブームが起きた  
→行政評価を議会審議に生かす工夫をする議会も出てきたが  
形式的な評価であり役に立ってない例も多い

・ 総合計画主義

予算編成への議会関与の限界、決算段階での無力感から、  
総合計画段階での議会の意思反映を重視してきた

①基本構想→②基本計画→③実施計画→④年度予算

	<p>①のみでは大まかすぎ、④では細かすぎだが、②や③で議会が関わるなら、予算の細かいチェックは不要という考え方もおわりに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算議決が自治体運営のカギである→議決権が議会権限の源泉だからこそ執行部は議員に気を使っている</li> <li>・議会はその権限を十分に使いこなしていない <ul style="list-style-type: none"> <li>→それゆえに議会は住民から軽んじられている</li> <li>→予算審議に積極的に関与して、住民にメリットを示すことが議会には求められている</li> </ul> </li> </ul>
<p>参加者 氏名</p>	<p>中田 中</p> <hr/>

稲城市議会議長

原島 茂 殿

上記のとおり、会派出張を終了しましたので報告します。

平成27年 8月25日

会 派 名           起 風 会

代表者氏名       中田 中

議	決	議	決	議	決	議	決
備考							
会 派 出 張 終 了 報 告 書							

出張期日	平成27年10月7日(水)～9日(金)
出張先	第77回全国都市問題会議in長野 会場：ホクト文化ホール(長野県長野市)
研究研修・ 調査課題等	「都市の魅力づくりと交流・定住～人口減少社会に立ち向かう 連携の地域活性化戦略～」
終了報告	<p>本会議(以下研修と呼ぶ)では人口減少社会に立ち向かう連携の地域活性化と題して、人口減少社会を迎えた都市像についてを主題として、はじめに登山家・田部井淳子氏から、退職者世代(60歳以上)の活力をどう見出すか、そのためには各人に目的意識を持ってもらうことが重要であることを学んだ。</p> <p>また、長野市長・加藤久雄氏は、「長野地域連携中枢都市圏構想(長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町)」として、都市部と中山間地域の連携をどのように行なうか、具体的事例を提示された。立教大学特任教授・清水慎一氏からは、観光増進と地域商圈弱体化を合わせた街づくりを、豊田市長・太田稔彦氏からは退職後の高齢者の生きがいと中山間地域の農林業後継者不足について報告がなされた。</p> <p>そして、長野県上高井郡小布施町の町おこしの立役者・セーラ・マリ・カミングス氏からは実践的な地域資源掘り起こしについて提案がなされた。</p> <p>研修を総括すると、人口減少社会の中では地域の資源をどう生かすかが鍵であるということ。例えば退職後の高齢層の方々をも地域資源と捉えて、生きがいを感じていただきながらどう社会(地域)貢献をしてもらうか、そして、自治体ごとではなく、その地方の経済圏を形成しているもの同士が集って、力を合わせるということが重要だという内容であった。</p> <p>これを我々が稲城市に当てはめると、現状として稲城は人口減少に直面していないものの、観光増進や商圈の弱さは課題として抱えており、地場商業・農林業後継者の減少(これは都市部特有の相続税問題も孕むが)にも悩まされている。左記のような直面する課題に対しては、地域資源の更なる掘り起こしとシニア世代の地域活用をよく取り入れるべくより研究と検討が必要に感じられる。</p> <p>起風会としては、こうした苦境に陥る前に、現段階で人口増加という有難い状況にあることを感謝し、人口減少に陥らない「世代循環型の街づくり」「都市間競争に負けない街づくり」に引き続き傾注していくことが重要と捉えて、今後の市政発展に今回の研修成果を生かして参りたい。</p>
参加者	鈴木 誠
氏名	※中田中は都合により欠席

稲城市議会議長

原島 茂 殿

上記のとおり、会派出張を終了しましたので報告します。

平成27年 10月 30日

会 派 名 起 風 会

代表者氏名 中 田 中



## 会 派 出 張 終 了 報 告 書

出張期日	平成28年2月3日(水)
出張先	地方分権時代における議会改革in東京 会場：アットビジネスセンター東京駅八重洲通り
研究研修・ 調査課題等	「正しい議会改革とは」 講師：牧瀬稔（地域開発研究所研究員） ----- 「議会基本条例の現状と課題」 講師：牧瀬稔（地域開発研究所研究員）
	<p>「正しい議会改革とは何か」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・何のために議会改革するのか？議会改革は手段であって目的ではない。地方自治体の目的は「住民（≒定住人口）の福祉（≒幸福感）の増進」→議会改革もその実現に資するものでなくてはならない。</li> </ul> <p>1. 議会の役割</p> <p>(1) 執行機関の監視機能</p> <p>(2) 政策の立案機能</p> <p>である（ただし地方自治法に明記されている訳ではない）。しかし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行機関提出議案を否決も修正もしない議会→全体の50% →下手に否決すると住民生活が止まってしまうので、内容に問題なければ無理に否決・修正をする必要はないと考える</li> <li>・政策立案機能である条例提案をしてない議会→全体の80% →これは積極的に行うべき。改革派首長の自治体で多い傾向 1回作るとノウハウ蓄積できるので2回目以降はもっと楽になる</li> <li>・議会提出条例は福祉医療(32.9%)産業振興(9.8%)住民生活(8.0%)が多い</li> <li>・あまり多いと行政負担が大きくなるので2年に1本程度を目指す</li> </ul> <p>2. 議会改革のポイント</p> <p>(1) Why?、What?、How?が大事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策立案機能の強化から取り組むとよい</li> <li>・議会ランキングに注力しすぎて住民視点が欠如すると×</li> <li>・執行機関のマネジメント機能の強化も大事</li> </ul> <p>(2) 進め方の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学との連携協定を締結（昭和町－山梨学院、茨木市－龍谷大）</li> <li>・議員報酬の一部に成果主義導入（五木村）※2012年廃止</li> <li>・追跡質問制度導入（川崎町など）→その場しのぎの答弁が減る</li> <li>・市議会モニター制度（四日市市など）</li> <li>・議会アドバイザー制度（栗山町など）</li> <li>・議会事務局の体制強化に法制担当を再任用で雇用←おススメ</li> </ul> <p>3. 議員定数について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定数減だけを考えず、費用対効果を重視し議会費トータルで考える</li> <li>・議員の能力により必要な定数も変わる →ダメ議員が多ければ仕事量が同じでも必要人数は増える</li> <li>・議員の能力向上のための施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>①議員能力開発（おススメは条例提案に取り組むこと）</li> <li>②能力の高い議員を選挙で選ぶ（住民次第）</li> <li>③専門人材の育成（各議員のスキルに合わせ役割分担）</li> </ul> </li> <li>・議会改革によって議員の仕事が増えたら？ →①能力を増やす（議員の能力開発に取り組む） ②仕事時間を増やす（議員の拘束時間を増やす） ③仕事を外部委託する（大学やシンクタンクに協力求める）</li> </ul>

4. 条例提案のススメ
- ・地方分権一括法以降、制定権が拡大  
→最近は条例を司法判断の「法的根拠」とする判例が出てきた
  - ・条例の罰則は、市町村では秩序×の過料（5万円以下）のみ  
→他のご行政刑罰は警察が対応する
  - ・前文は法規範になるが裁判規範にならない  
→議員提案条例では、前文にこそ力を入れる（思いを込める）
  - ・最近の条例のハードルが下がってきており難しくない。是非挑戦を
  - ・効果を高める規定  
見直し等規定一例：3年毎に見直す、期限を限る等  
財源根拠規定一例：市長に財政上措置を講じるよう求める  
規則等委任規定一例：条例施行に必要な事項は規則等で定める  
→これが無いと行政は動けない。行政のサボタージュも防げる
  - ・議会報告義務規定―”主なものを報告”なら行政の負担も軽い
  - ・様々な規定で行政をうまく誘導することが可能  
→行政をマネジメントする機能を果たす
  - ・方向性をしめすのが議員提案条例の役割  
→ですます調で、住民にわかりやすいものに
5. 議会事務局の改革（強化）も重要
- ・議会基本条例に「議会事務局職員の任命」の見出しを作り、条文に「任免するときは市長と協議」とすると行政からの引抜きを防げる

「議会基本条例の現状と課題」

- ・議会基本条例ブームだが、実際に機能しているのは1割程度
1. 議会の役割
- ・議会基本条例は議会の役割である「監視機能の強化」と「政策立案機能の強化」を実現するものでなければならない
2. 議会基本条例とは
- ・ブームの背景
    - ①地方分権で行政側の改革が進み議会の存在意義が希薄化したことへの危機感の高まり
    - ②議員のあり方が多様化し、政策型議員が増えた
  - ・議会基本条例の定義  
→地方自治の本旨に基づき、団体自治と住民自治を実現するものでなければならない
  - ・最近はやる気のない「アクセサリ条例」が増える傾向  
東京財団による、意味のないアクセサリ条例の3つの特徴
    - ①議会報告会による市民との意見交換が無い
    - ②市民の政策提言や請願者・陳情者の意見陳述が無い
    - ③議員間の自由討議が無い
3. 議会基本条例の意義
- ・いかに住民の意思を反映させるかが重要（特に投票しない住民）  
→その実現手段として議会報告会はいい取り組みだが、苦勞しているところが多い（参加者固定、発言者固定、苦情相談多し等）
  - ・鎌倉市議会のオープンミーティング  
→ワールドカフェ方式を採用し成功している  
結論を出さず意見交換が目的。大学生がコーディネータを担当
4. 議会基本条例制定の際の事前チェックポイント
- ①ブームに乗った条例でないか？→条例制定の軸足を定める
  - ②出羽守化していないか？→「～市では」の多用は横並びの典型
  - ③立法事実をどうするか？→条例制定の裏付けを明確にする
  - ④なぜ会議規則ではいけないのか？  
→規則はマニュアル（議会内で閉じてる）  
条例はルール（行政・住民にも影響が出る）
  - ⑤議会基本条約制定が目的化していないか？

	<p>5. 議会基本条例評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の必要性、議会・議員の責務など</li> <li>・ 自己評価だけでなく、外部評価もした方がよい</li> <li>・ 制定時に見直し規定を入れ、定期的に見直すもよい</li> <li>・ 逐条解説が重要。報告書（必要性のまとめ）も必要</li> </ul> <p>6. これからの議会基本条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の意志を反映する工夫—議会報告会・アンケート・パブコメ等</li> <li>・ 制定が大事だが、運用はもっと大事 → 制定よりも運用が難しい。議員の覚悟、議会事務局の強化が必要</li> <li>・ 議員がほしいと思った機能を入れるべき+他にない特徴的な規定（もしくは前文）を入れる→議会のやる気を示すべき</li> <li>・ ですます調を使う等で、住民にわかりやすく</li> </ul>
<p>参加者 氏名</p>	<p>中田 中</p>

稲城市議会議長

原島 茂 殿

上記のとおり、会派出張を終了しましたので報告します。

平成28年 2月 4日

会 派 名 起 風 会

代表者氏名 中田 中